

2 法学研究科

教育研究上の目的（神奈川大学大学院法学研究科規程より抜粋）

本研究科の博士前期課程は、高度の専門性と応用力に富む法的思考を身に付け、その能力、専門知識及び技術を社会の様々な領域において発揮することができる人材の育成を目的とする。

本研究科の博士後期課程は、法的能力、専門知識及び技術をさらに向上させ、創造性豊かな研究及び教育活動を行うことができる研究者又は社会における複雑かつ多様な需要に応え得る実務家等優れた人材の育成を目的とする。

教育目標

法律学専攻 博士前期課程

本学の教育目標及び本研究科の教育研究上の目的等を踏まえ、法学研究科法律学専攻博士前期課程では、社会の現状を冷静・客観的に分析しつつ、社会現象の中に不変の原理を見だし、人びとの豊かでより良い生活を展望するという理念に基づき、法学・政治学の分野において高度な専門性と応用力に富む法的思考、政治的考察と、創造性豊かな優れた研究・開発能力を身に付け、またこうした能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目標として定めます。

学士課程で受けた教育をさらに発展させたい社会人に対し、社会経験によって得られた問題意識や知識・能力を生かしつつ、行政や NPO・シンクタンク等、公共分野で活躍する専門知識と専門分野における実践的能力を培うことを教育目標として定めます。

各種の公務員、司法書士・行政書士等法曹隣接職試験の合格を目指す者に対し、法学・政治学を体系的に学修・研究させ、法律学・政治学関係の高度専門職業人としての体系的・専門知識を身につけさせることを教育目標として定めます。

法律学専攻 博士後期課程

本学の教育目標及び本研究科の教育研究上の目的等を踏まえ、法学研究科法律学専攻博士後期課程では、社会の現状を冷静・客観的に分析しつつ、社会現象の中に不変の原理を見だし、人びとの豊かでより良い生活を展望するという理念に基づき、法学・政治学の分野において高度な専門性と応用力に富む法的思考、政治的考察と、創造性豊かな優れた研究・開発能力を身に付け、またこうした能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目標とします。

このため、①高度の法的能力・専門知識及びスキルを身につけ、国際的で創造性豊かな研究及び教育活動を自立的に遂行し得る能力、②法学・政治学について体系的かつ実践的な観点から教育する能力、③法科大学院における法曹教育の成果を踏まえ、専門の分野において理論と実務を架橋する視点を持つ法律学研究者としての高度の能力、④実務家として、現代社会における複雑かつ多様な需要に応え得る高度の能力、を養成することを教育目標として定めます。

研究科・専攻の基本方針（3つのポリシー）

博士前期課程

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本専攻博士前期課程において所定の単位を修得し、修士論文又は特定課題の研究成果を提出し、提出された論文等が合格とされた者は、以下に掲げるいずれかの能力を身につけていると判定され、修士（法学）の学位が授与されます。

1. 自立した良識ある市民としての判断力と実践力を基盤とする創造性豊かな優れた研究・開発能力
 - (1) 専門家としての役割を果たしうる者としての、高度な専門性と応用力に富む法的又は政治的思考力と、創造性豊かな優れた研究・開発能力を身につけていること。
 - (2) 現代社会に関する深い洞察力と思慮に富む正義観を持ち、現代社会の様々な分野を支える教養人としての専門的知識と問題解決のスキルを身につけていること。
2. 国際的感性とコミュニケーション能力に裏付けられた体系的専門知識

グローバル社会に関する深い洞察力と思慮に富む正義観、及びグローバル社会で生起する事象に関する広い視野と研ぎ澄まされた感性を持ち、様々な分野を支える教養人としての専門的知識と問題解決のスキルを身につけていること。

3. 時代の課題と社会の要請に応えた専門的知識と技能

- (1) 入学前の職業や社会経験を踏まえ、そこで得られた問題意識と現場で蓄積された知識や能力を生かしつつ、職業上のスキルアップを実現するとともに、体系的に法学・政治学を研究することにより、行政やNPO・シンクタンク等、公共分野で活躍する高度専門職業人としての専門知識と専門分野における実践的能力を身につけていること。
- (2) 各種の公務員をはじめとして、司法書士・行政書士等、法曹隣接職試験の合格を目指しつつ、法学・政治学を体系的に学修・研究することにより、現代社会に必要とされる法律関係の高度専門職業人としての体系的専門知識を身につけていること。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本専攻博士前期課程では、高度の専門性と応用力に富む法的又は政治的思考力を身につけ、その能力、専門知識及び問題解決のスキルを社会の様々な領域において、様々な形で発揮することができる人材を育成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定しています。

1. 教育課程の編成・実施

- (1) カリキュラムは、大別すると、専門科目と共通科目からなります。専門科目は、民事法学科目群、公法学科目群、及び基礎法学科目群から構成され、多彩な科目を体系的に学ぶことができるよう配置されています。また、自治体での行政実務に携わる専門職業人や、様々な公共部門や地域社会の課題の解決に主導的な役割を果たすリーダーの育成を念頭に公共政策に関する科目を総合的に展開しています。
- (2) 共通科目の「研究スキル特講」では、論文の書き方やリーガル・リサーチの方法等、研究のスキルを学びます。多様な学修歴をもつ方の大学院での学修・研究をサポートします。
- (3) 「法学・政治学総合演習」では、大学院生が自ら報告し、議論することにより、自らの学修・研究の進行・成果を確かめるとともに、プレゼンテーションや司会の技術が身につくよう指導します。また、研究科所属の複数の教員がチームを組み、集団で指導(集団指導体制)にあたります。さらに、研究科内外の様々な分野の研究者が最新の研究状況の情報を提供する等、研究科や大学の枠を超えた多様な教育機会を提供しています。
- (4) 社会人等の多様なニーズに応えるため、昼夜開講制度を採用しています。また、長期に亘る履修を計画的に進めるための長期履修制度、逆に1年間の短期間に博士前期課程を修了する早期修了制度を設け、修業年限の弾力化をはかっています。

2. 教育の方法と評価

- (1) TA(ティーチング・アシスタント)等の制度を利用し、学部教育に携わる機会を提供します。大学付置機関である法学研究所における様々な活動への参加を通じて、社会や現場での問題に開かれた学修・研究を行うことができます。
- (2) 大学院特別科目等履修生制度により、優秀な学部学生が、大学院で学ぶ機会を保障し、学部教育との接合をはかっています。また、科目等履修生制度により、大学院教育を広く社会にひらかれたものにしていきます。
- (3) 他の研究科の授業科目を一定程度履修できます。
- (4) 神奈川県内の大学院との単位互換制度により研究科の枠を超えて学ぶ機会を提供しています。
- (5) 従来型の修士論文のほか、入学前の職業や社会経験等を生かした特定課題についての研究成果を審査する制度を設けています。

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

1. 大学院教育によって培う能力

本専攻博士前期課程は、高度の専門性と応用力に富む法的又は政治的思考力を身につけ、その能力、専門知識及び問題解決スキルを社会の様々な領域において様々な形で発揮することができる人材の育成を目的としています。

2. 本専攻の求める入学者

- (1) 法学部において学び、法学・政治学分野での高い学力や能力を備えた人

- (2) 学部教育において法学・政治学以外の分野を専攻・学修した場合であっても、法学・政治学の学修・研究に強い意欲と本研究科博士前期課程での学修・研究遂行能力を持つ人
 - (3) これまでの社会経験・職業経験をもとに、本研究科博士前期課程における法学・政治学の学修・研究に強い意欲をもつ人
 - (4) 正規の大学教育を受けていない場合であっても、それに代わると見なしうる業績や経験があり、本研究科博士前期課程での学修・研究遂行が可能であると認められる人
3. 大学までの能力に対する評価（選抜方法）
- (1) 一般入試及び外国人留学生入試では、法学研究科博士前期課程での学修に必要な基礎学力を、大学での学修の達成度や自主的・創造的に学び研究する姿勢をもとに判断します。
 - (2) 社会人特別入試では、自主的・創造的に学び研究する姿勢と思慮に富む正義観を有しているか、並びに本研究科博士前期課程で学んだことを社会に還元する意欲を有しているかをもとに判断します。なお、正規の大学教育を受けていない場合であっても、それに代わると見なしうる業績や経験があり、本研究科博士前期課程での学修・研究遂行が可能であると認められる場合には、入学を許可します。

博士後期課程

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本専攻博士後期課程において所定の単位を修得し、博士論文を提出し、提出された論文が合格とされた者は、以下に掲げるいずれかの能力を身につけていると判定され、博士（法学）の学位が授与されます。

1. 自立した良識ある市民としての判断力と実践力を基盤とする創造性豊かな高度な研究・開発能力
アカデミックな世界はもとより、社会の様々な場面で、専門家としての役割を果たしうる研究者としての、高度な専門性と応用力に富む法的又は政治的思考力と、創造性豊かな優れた研究・開発能力を身につけていること。
2. 国際的感性とコミュニケーション能力に裏付けられた高度な体系的専門知識
現代社会における複雑かつ多様な要請に応えうる研究者として、高度の法的能力・専門知識及びスキルを身につけ、グローバルな視点から、国際的で創造性豊かな研究及び教育活動を自立的に遂行し得る能力を身につけていること。
3. 時代の課題と社会の要請に応えた高度な専門的知識と技能
 - (1) 法科大学院において法曹を目指し学修した実務的な法律学の成果を基礎とし、専門の分野において理論と実務を架橋する視点を持つ法律学の研究者としての高度の能力を身につけていること。
 - (2) 実務家として、法学・政治学についての専門的知識と実践的スキルを身につけ、現代社会における複雑かつ多様な需要に応え得る高度の能力を身につけていること。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本専攻博士後期課程では、高度の専門性と応用力に富む法的思考力又は政治的考察力を身につけ、その能力、専門知識及び問題解決のスキルを社会の様々な領域において、様々な形で発揮することができる人材を育成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定しています。

1. 教育課程の編成・実施
専門科目は、民法法学科目群、公法法学科目群及び基礎法法学科目群から構成され、多彩な科目を体系的に学ぶことができるよう配置され、充実したコースワークを受けることができます。コースワーク及び指導教員による論文指導が、有機的にバランスよく組み合わせられ、博士号取得に向けて総合的な指導と研究のサポートを行います。また、多様な問題関心、複数の専門領域にまたがるテーマをもつ院生のニーズに対応するため、複数の教員がチームを組み、集団で指導(集団指導体制)にあたります。
2. 教育の方法と評価
 - (1) TA(ティーチング・アシスタント)等の制度を利用し、学部及び博士前期課程教育に携わる機会を提供します。
 - (2) 大学付置機関である法学研究所における様々な活動への参加を通じて、社会や現場での問題に開かれた学修・研究を行うことができます。
 - (3) 他の研究科の授業科目を一定程度履修できます。
 - (4) 博士の学位は、下記の基準に基づき評価されます。
 - ①学位請求論文が、従来の研究成果を正しく踏まえたうえで、独創的かつ高い水準にあり、当該研究領域において、

新たな知見を付与するなどの一定の貢献を期待できるものであるか。

- ②学位請求者が、研究者として自立して研究活動を行うに足りる、また高度の専門性が求められる社会の各分野において活躍する高度な研究能力と豊かな学識を身につけているか。
- ③研究について、適切なテーマ設定が行われ、明確な問題意識に基づき、的確な方法によって遂行されているか。
- ④学術論文として、明確かつ緻密な論理性を備えるとともに、ふさわしい記述方法が選択され、かつ明瞭にして妥当な結論が得られているか。
- ⑤研究データの捏造・改ざん又は他者の研究業績の盗用等の研究倫理上の問題、及びプライバシー権、名誉権又は知的財産権の侵害等の人権上の問題がないか。

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

本専攻博士後期課程は、法的能力、専門知識及び技術をさらに向上させ、創造性豊かな研究及び教育活動を行うことができる研究者又は社会における複雑かつ多様な需要に応え得る実務家等優れた人材の育成を目的としています。この目的を実現するために、以下のような多様な人材の中から、向学心が強く、自主的・創造的に学び研究する姿勢と思慮に富む正義観を持ち、本研究科又は他の大学院の博士前期課程で学んだことを社会に還元する意欲を備えた方を受け入れます。

1. 大学院教育によって培う能力

- (1) 法学又は政治学の分野における専門知識及び技術をさらに向上させ、創造性豊かな研究及び教育活動を行うことができる研究能力
- (2) 法学又は政治学の分野における高度な学術的訓練を通じて、社会における複雑かつ多様な需要に応え得る能力

2. 本専攻の求める入学者

- (1) 博士前期課程・修士課程において、法学・政治学を学び、専門分野での高い学力と能力を備えた人
- (2) 博士前期課程・修士課程において法学・政治学以外の分野を専攻し、その専門分野を生かしつつ、本研究科博士後期課程での学修・研究に強い意欲をもつ人
- (3) 法科大学院において、実務的な観点から法学を学び、そこで得られた実務的な知見と能力を生かしつつ、本研究科博士後期課程での学修・研究に強い意欲をもつ人
- (4) これまでの社会経験・職業経験をもとに、本研究科博士後期課程における法学・政治学の学修・研究に強い意欲をもつ人
- (5) 大学院博士前期課程・修士課程を修了していない場合であっても、それに代わると見なせる業績や経験があり、本研究科博士後期課程での学修・研究遂行が可能であると認められる人

3. 博士前期課程までの能力に対する評価（選抜方法）

- (1) 一般入試及び外国人留学生入試では、法学研究科博士後期課程での学修に必要な基礎学力を、博士前期課程での学修の達成度や自主的・創造的に学び研究する姿勢をもとに判断します。
- (2) 社会人特別入試では、自主的・創造的に学び研究する姿勢と思慮に富む正義観を有しているか、並びに本研究科博士後期課程で学んだことを社会に還元する意欲を有しているかをもとに判断します。

履修案内

1. 課程、修業年限及び取得学位

神奈川大学大学院法学研究科は、博士前期課程（修士課程2年）と博士後期課程（博士課程3年）からなっています。それぞれの課程を修了すると、修士（法学）又は博士（法学）の学位が授与されます。

2. 履修の内容

研究指導：本研究科では、博士前期課程と博士後期課程を通じて、研究指導を重視しています。主指導教員と副指導教員からなる集団指導体制を確立しています。

授業科目：授業科目は、大別すると、基礎法学科目群及び民事法学科目群、公法学科目群から構成され、多彩なカリキュラムが体系的に配置されています。専門分野の研究を通じて法的リテラシーの徹底、実質化を培う基礎法学科目を根底に、将来、院生各自がめざす進路分野に対し、的確に対応する民事法学、公法学の各知識・技能を修得できる多彩な科目が用意されています。なかでも、「税法特講Ⅰ・Ⅱ」は、税理士資格取得をめざす方のために開講される授業です。

授業科目の特色：法学研究科では、現代社会の新しいニーズにこたえ、充実した大学院教育を実施するためのカリキュラムを揃えています。例えば、論文の書き方や legal research の方法など、大学院での学修・研究を具体的にサポートする科目や、集団指導体制を実質化するための「法学・政治学総合演習」などが実施されています。これらは、多様な背景をもち、複数の専門分野にまたがる研究テーマをもつ院生の指導には、不可欠のものです。さらに、上記の教育をより具体的に推進するため、現職の自治体職員・議員向けの教育プログラム（履修モデル）及び現役の社会保険労務士向けの教育プログラム（履修モデル）を、次のとおり導入しました。

ローカル・ガバナンス実務履修モデル（現職の自治体職員・議員向けの教育プログラム）

【基本方針コンセプト】

- * ワンランク上の自治体職員・議員を目指す現職職員・議員向けに、理論と実務を架橋する修士課程教育を提供します。
- * 自治体職員・議員が政策の立案、法令の解釈・運用、条例の制定等、自らの戦略に基づいて活動するための政策立案・政策法務能力を向上させることを通じて、地域づくりのリーダーを養成します。

【履修モデルの特徴】

- * ①法学・政治学・行政学・自治体経営論等の学際的視点を重視し、②法的素養と政策立案能力を涵養し、③セオリーとスキルの両面が融合する教育を通じて、④現場感覚を備え、政策立案・政策法務能力に秀でた自治体職員・議員を養成します。
- * 憲法、行政法、行政学、自治体法、自治体経営論、ジェンダー論、環境政策論、人権政策論等の専門家が、具体的な課題を通じて、政策立案・政策法務能力の向上に向け支援します。
- * 実践的な政策立案・政策法務能力の向上を図るとともに、ローカル・ガバナンスの観点から、防災、福祉、環境保全等、自治体が直面する多面的な諸課題を横断的に分析する能力も重視します。
- * 神奈川大学法学研究所地方自治センター (<http://www.law.kanagawa-u.ac.jp/institute/04/index.html>) の研究活動と連携し、実践的な教育を展開します。

【履修モデル】

共通科目	研究スキル特講Ⅰ 現代法特講Ⅰ
基幹科目	憲法特講Ⅰ～Ⅲ 行政法特講Ⅰ～Ⅲ 行政学特講Ⅰ～Ⅲ 公共政策特講Ⅰ～Ⅵ
展開科目	環境政策特講 社会保障法特講 経済法特講 国際法特講 政治学特講 法社会学特講 法哲学特講
総合演習	法学・政治学総合演習A・B

（経済学研究科等の他研究科の特講等は、8単位を上限として履修できます。）

経営・労務コンサルティング法実務履修モデル（社会保険労務士向けの具体的な教育プログラム）

【基本コンセプト】

- * ワンランク上の社会保険労務士（社労士）をめざす現役の社労士向けに、理論と実務を架橋する修士課程教育を提供します。
- * 企業・組織が直面する人事・労務管理の現実を直視し、実務上生かす知見を身につけるための教育・研究環境を提供します。
- * このため、①法学・経営学・経済学等の学際的視点を重視し、②リーガルとビジネス両側面の相互関係を重視し、③セオリーとスキルの両面が融合する教育を提供します。
- * また、④企業・組織が直面する課題をミクロの視点で分析すると同時に、⑤企業・組織を取り巻く Local, National, Global な物の見方—マクロの視点も会得できる教育・研究環境を提供します。

【履修モデル】

共通科目	研究スキル特講Ⅰ・Ⅱ 現代法特講Ⅰ・Ⅱ
基幹科目	民法特講Ⅰ～Ⅳ 商法特講Ⅰ～Ⅲ 民事訴訟法特講 労働法特講 社会保障法特講 憲法特講Ⅰ～Ⅲ 行政法特講Ⅰ～Ⅲ
展開科目	経済法特講 税法特講 国際法特講 行政学特講 法哲学特講 法社会学特講 裁判外紛争解決手続（ADR）特講 人事・労務管理法務特講
総合演習	法学・政治学総合演習A・B

（経営学研究科等の他研究科の特講等は、8単位を上限として履修できます。）

【修了要件】

1. 本研究科に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定課題についての研究成果（特定課題研究）の審査及び最終試験に合格することを要する。
2. 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012年度以降入学者のうち、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。
3. 在学期間に関しては、優れた業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者は1年の在学で足りる。

【修士論文又は特定課題研究】

- * 博士前期課程を履修する者は、修士論文又は特定課題研究を執筆します。
- * 「特定課題研究」については、正副指導教員の指導の下で選択した1～3種のテーマ（基幹科目群又は展開科目群における開講科目に関連するものを含む）につき執筆された報告書（合計25,000字程度又はそれを超えるもの）をもって、これに充てることができます。

学修の流れ

博士前期課程 学修の流れ

学 年	月	事 項	備 考	
1 年次	4 月	オリエンテーション		
		各自の研究テーマ・指導教授を決定する。		
	履修登録	講義履修(16単位以上) 「論文等指導」履修(4単位)	指導教授の「論文等指導」を含めて20単位以上修得する。(論文等提出要件)	
	6 月	研究指導計画書を提出する。		
2 年次	4 月	履修登録	講義履修 「論文等指導」履修(4単位)	・2年次修了までに32単位以上の修得が必要。 (修了要件) ・修了見込証明書発行基準： 2年次に在学し20単位以上を修得していること。
		6 月	論文等題名届を提出する。	論文タイトルや概要を決定する。
	10 月	論文等中間報告会		
		語学認定試験を受験する。	(論文等提出要件)	
		論文等提出準備	作成要領をもとに準備する。	
	12 月		修士論文等審査員(主査・副査)が決定される。	
	1 月	論文等提出		
	2 月	最終試験	主査・副査により口述試験が実施される。	
3 月	学位授与式			

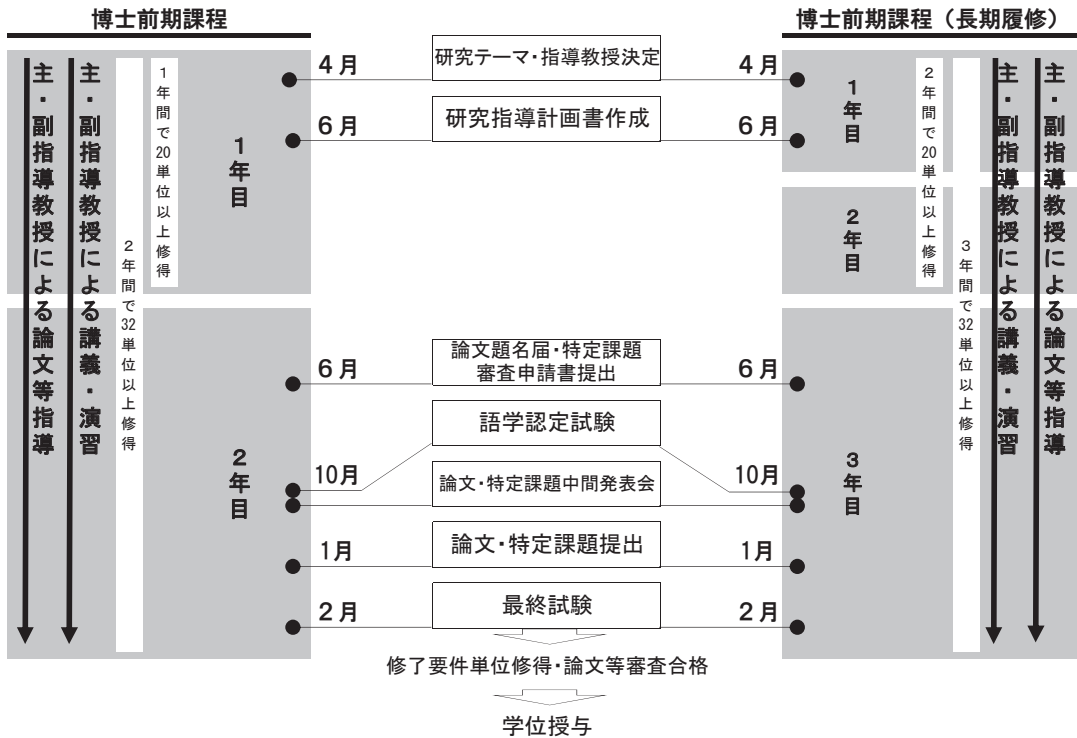
早期修了者・長期履修者は、次ページ「学修フローチャート」を参照して下さい。

博士後期課程 学修の流れ

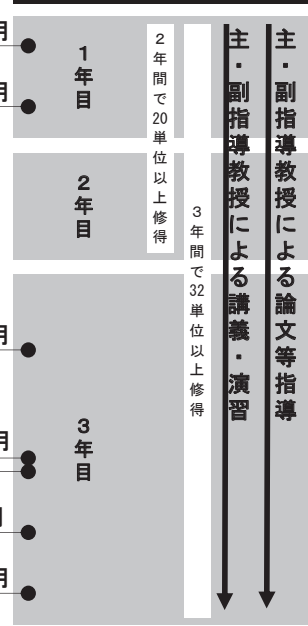
学 年	月	事 項	備 考
1 年次	4 月	オリエンテーション	
		各自の研究テーマ・指導教授を決定する。	
	履修登録	講義履修 「演習(2)」履修(4単位)	指導教授の「演習(2)」を修得する。
	6 月	研究指導計画書を提出する。	
2 年次	4 月	合同研究会	研究テーマを設定し、概略を発表する。
		履修登録	講義履修 「演習(2)」履修(4単位)
3 年次	4 月	合同研究会	研究テーマについて論文要旨を報告。
		研究指導者の決定	
		履修登録	講義履修 「演習(2)」履修(4単位)
	5 月	論文中間報告会	
			予備審査の実施
	6 月	論文題名届を提出する。	
	7 月～	語学認定試験を受験する。	(論文提出要件)
		論文提出準備	作成要領をもとに論文を準備する。
10 月		博士論文審査員(主査・副査)が決定される。	
	論文提出		
12 月～1 月	最終試験	主査・副査により口述試験が実施される。	
2 月	公聴会		
3 月	学位授与式		

早期修了者は、次ページ「学修フローチャート」を参照して下さい。

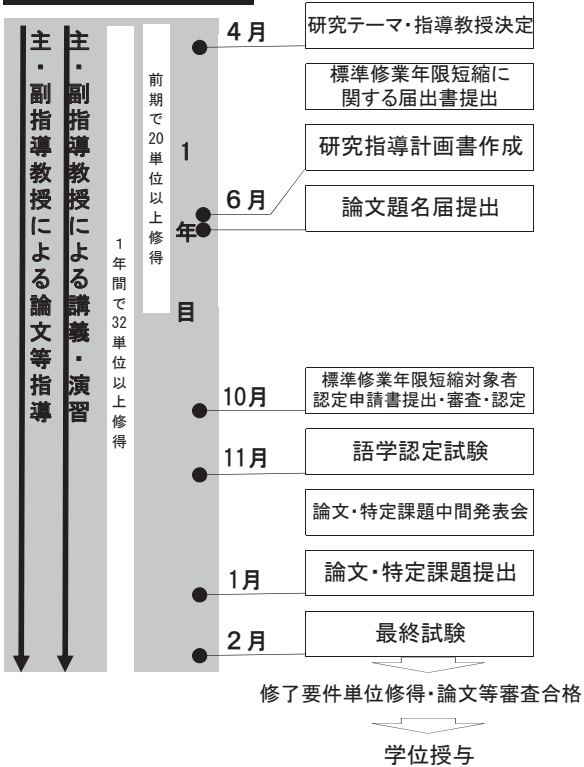
法学研究科 学修フローチャート



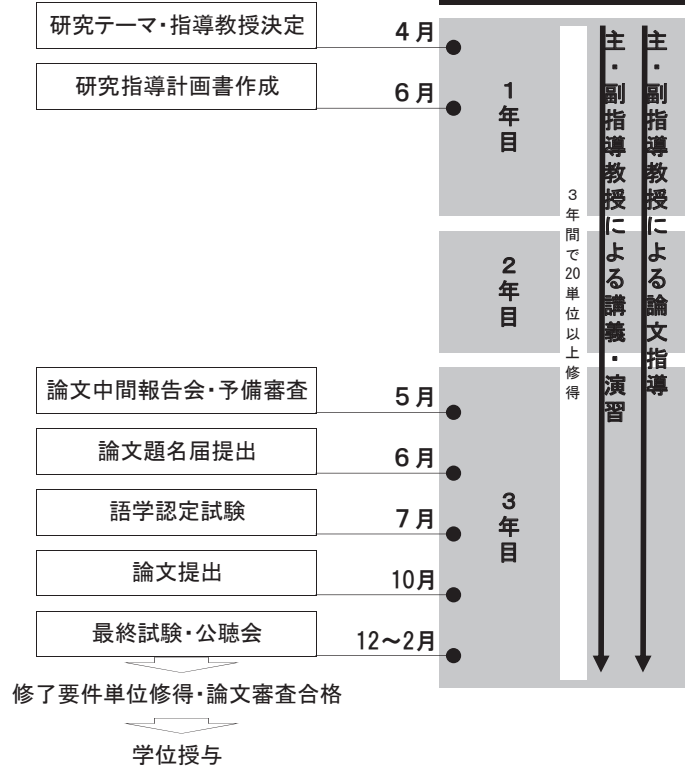
博士前期課程（長期履修）



博士前期課程（早期修了）

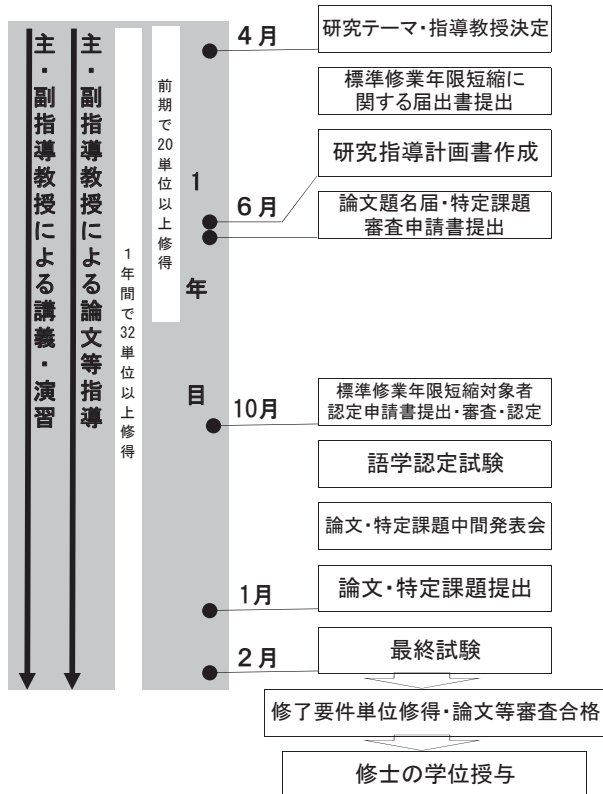


博士後期課程

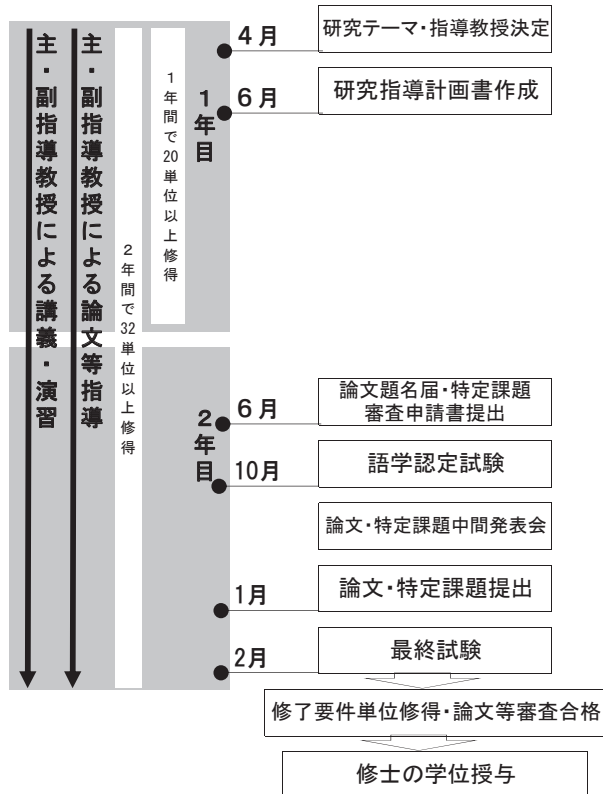


法学研究科 (早期修了) 学修フローチャート

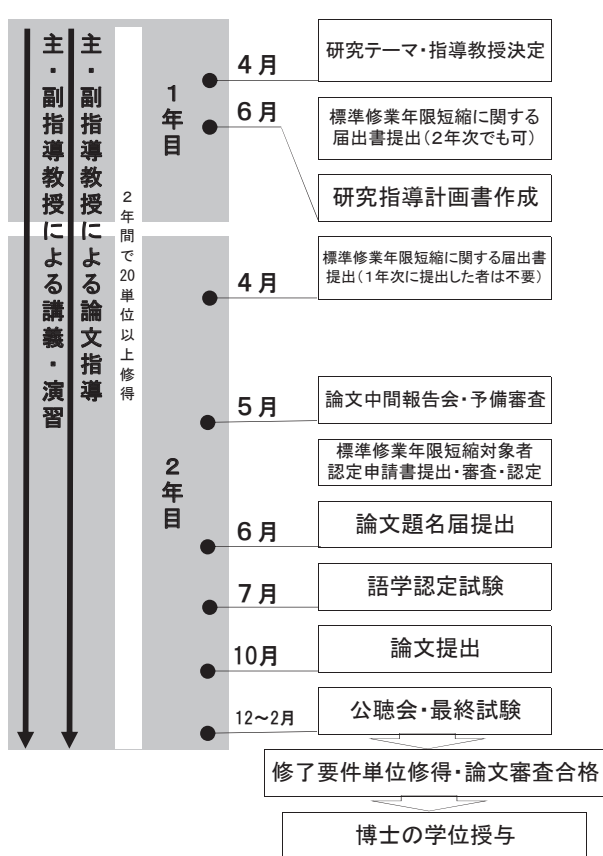
博士前期課程を1年で修了する場合



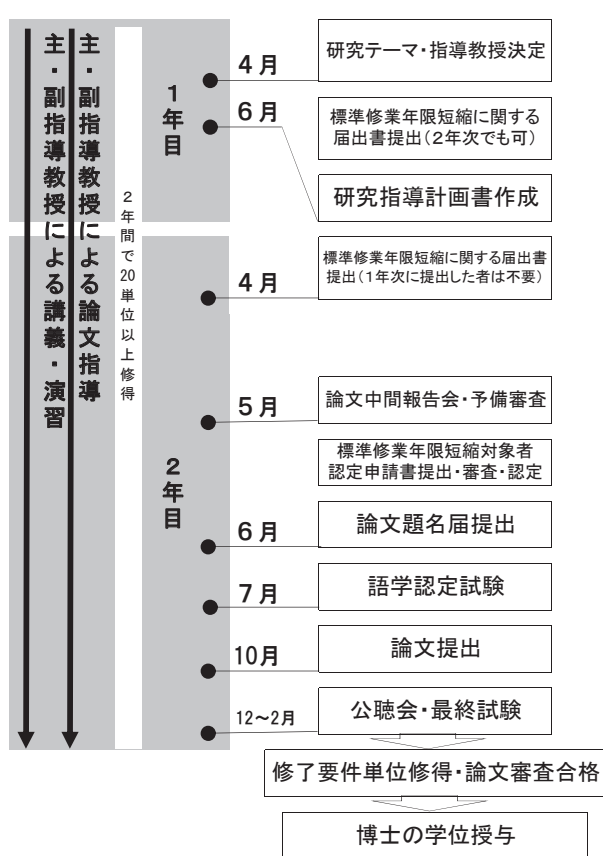
博士前期課程を2年で修了する場合



博士後期課程を2年で修了する場合



博士後期課程を2年で修了する場合



成績評価について

1 科目試験について

秀	90点以上	所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。	合格
優	80点以上	所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。	合格
良	70点以上	不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。	合格
可	60点以上	所期の目標の最低限は満たしている。	合格
不可	60点未満	いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。	不合格

2 論文等試験について

博士前期課程

- ①法学研究科博士前期課程の修了要件（教育課程表・欄外記載事項）3の「優れた業績をあげた者」とは、博士前期課程の在学期間が2年未満であっても、修士論文又は特定課題研究（以下「修士論文等」という。）の審査及び最終試験に合格することができる学識を備えた者をいう。
- ②「優れた業績」をあげる見込みの有無については、法学研究科委員会が定める教員による修士論文等の草稿及びその概要、又は修士論文等に関連する刊行論文等の審査を経て、同委員会が決定する。

修士論文評価基準

- ①当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、必要に応じて当該研究領域における問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- ②申請された学位に対して研究テーマの設定が妥当なものであるか、先行研究を踏まえているか、論文作成に当たって、そのテーマを踏まえた明確な問題意識を有しているか。
- ③論文の記述（本文、図、表、引用、文献リストなど）が適切かつ十分であり、明瞭にして一貫した論理構成を備え、明確かつ妥当な結論を得ているか。
- ④設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法（調査、実験、論証など）が採用され、論文ではそれに則った具体的かつ的確な分析及び考察がなされているか。
- ⑤当該研究領域において、理論的又は実証的な見地から、一定以上の水準に達しているか。
- ⑥倫理上の問題がないか。

特定課題研究評価基準

- ①当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、必要に応じて当該研究領域における問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- ②申請された学位に対して特定課題研究のテーマの設定が妥当なものであるか、特定課題研究報告書（以下「報告書」という。）がコースワーク、実務、経験、実地調査等において得られた問題意識と知見に基づき執筆されているか。
- ③報告書の記述（本文、図、表、引用、文献リストなど）が適切かつ十分であり、社会的に有用性又は妥当性のある解決案を提示し、明確かつ適切な結論を得ているか。
- ④設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法（調査、実験、論証など）が採用され、報告書ではそれに則った具体的かつ的確な分析及び考察がなされているか。
- ⑤当該研究領域において、理論的又は実証的な見地から、一定以上の水準に達しているか。
- ⑥倫理上の問題がないか。

博士後期課程

- ①法学研究科博士後期課程の修了要件（教育課程表・欄外記載事項）2の「優れた研究業績をあげた者」とは、博士後期課程の在学期間が3年未満であっても、博士論文の審査及び最終試験に合格することができる学識を備えた者をいう。
- ②「優れた研究業績」をあげる見込みの有無については、博士後期課程専門委員会が定める教員による博士論文の草稿及びその概要、又は博士論文に関連する刊行論文等の審査を経て、同委員会が決定する。

博士論文評価基準

- ①学位請求論文が、従来の研究成果を正しく踏まえたうえで、独創的かつ高い水準にあり、当該研究領域において、新たな知見を付与するなどの一定の貢献を期待できるものであるか。
- ②学位請求者が、研究者として自立して研究活動を行うに足りる、また、高度の専門性が求められる社会の各分野において活躍する高度の研究能力と豊かな学識を身に付けているか。
- ③研究について、適切なテーマ設定が行われ、明確な問題意識に基づき、的確な方法によって遂行されているか。
- ④学術論文として、明確かつ緻密な論理性を備えとともに、ふさわしい記述方法が選択され、かつ、明瞭にして妥当な結論が得られているか。
- ⑤倫理上の問題がないか。

教育課程表

2019年度 法学研究科法律学専攻博士前期課程 教育課程表(2019年度入学者から適用)

	授業科目	講義		演習		論文等指導	担任教員			備考
		A	B	A	B					
共通科目	研究スキル特講 I	2				}	准教授	諸坂佐利		
	研究スキル特講 II	2					講師	中網栄美子		
	法学・政治学総合演習			2	2		教授	出口裕明		
							教授	柴田直子		
							教授 博(法)	清水耕一		
	現代法特講 I	2	2			准教授	上北正人			
	現代法特講 II	2	2			教授 博(法)	井上匡子			
民事法学目	民法特講 I	2	2			4	教授	篠森大輔	論文等指導は休講	
	民法特講 II	2	2			4	准教授	遠藤史啓		
	民法特講 III	2	2			4	講師	石川正美人		
	民法特講 IV	2	2			4	准教授	上北正人		
	民法特講 V	2	2			4	教授	田口勉		
	民法特講 VI	2	2			4	教授	角田光隆		
	民法特講 VII	2	2			4	教授	鶴藤倫道		
	民法特講 VIII	2	2			4	准教授 博(法)	小谷昌子		
	商法特講 I	2	2			4	准教授	菊池和彦		
	商法特講 II	2	2			4	教授	霞田英人		
	商法特講 III	2	2			4	教授 博(法)	清水耕一		
	民事訴訟法特講 I	2	2			4	准教授	小室百合		
	民事訴訟法特講 II	2	2			4	教授	中村壽宏		
	国際私法特講	2	2			4				
	労働法特講	2	2			4	准教授 博(法)	朴孝淑		
	社会保障法特講	2	2			4	教授	江口隆裕		
	経済法特講	2	2			4	教授	細田孝一		
	中小企業法特講 I	2	2			4	准教授	菊池和彦		
	中小企業法特講 II	2	2			4	准教授	菊池和彦		
	中小企業法特講 III	2	2			4	教授	篠森大輔		
中小企業法特講 IV	2	2			4	准教授	上北正人			
中小企業法特講 V	2	2			4					
中小企業法特講 VI	2	2			4					
裁判外紛争解決手続(ADR)特講	2	2			4	講師	町村泰貴			
人事・労務管理法務特講	2	2			4					
公法学目	憲法特講 I	2	2			4	教授	池端忠司	論文等指導は休講	
	憲法特講 II	2	2			4	講師 博(法)	金子匡良		
	憲法特講 III	2	2			4	教授	松平徳仁		
	行政法特講 I	2	2			4	准教授	諸坂佐利		
	行政法特講 II	2	2			4	教授	嘉藤亮		
	行政法特講 III	2	2			4	教授	三浦大介		
	行政法特講 IV	2	2			4	教授	安達和志		
	税法特講 I	2	2			4	教授	霞田英人		
	税法特講 II	2	2			4				
	刑法特講 I	2	2			4	教授 博(法)	加藤正明		
	刑法特講 II	2	2			4	教授 博(法)	加藤正明		
	刑法特講 III	2	2			4	准教授 博(法)	上田正基		
	刑法特講 IV	2	2			4	教授	近藤和哉		
	刑事訴訟法特講	2	2			4	教授 博(法)	公文孝佳		
	刑事訴訟法特講 II	2	2			4	教授	白取祐司		
	刑事政策特講	2	2			4				
	国際法特講 I	2	2			4	講師	山崎公士		
	国際法特講 II	2	2			4	講師	山崎公士		
	国際法特講 III	2	2			4	教授 博(法)	近江美保		
	障害法特講	2	2			4	講師 博(法)	川島聡		
	政治学特講	2	2			4	准教授	大川千寿		
	行政学特講 I	2	2			4	教授	出口裕明		
	行政学特講 II	2	2			4	教授	柴田直子		
	行政学特講 III	2	2			4	教授	幸田雅治		
	環境政策特講	2	2			4	講師 博(学術)	川瀬博		
	日本政治史特講	2	2			4				
西洋政治史特講	2	2			4	准教授 博(法)	小山吉亮			
西洋政治思想史特講	2	2			4					
国際政治学特講	2	2			4	講師 博(法)	佐橋亮			
国際協力論特講	2	2			4	准教授 Ph.D	石井梨紗子			
公共政策特講 I	2	2			4	教授	出口裕明			
公共政策特講 II	2	2			4	教授	三浦大介			
公共政策特講 III	2	2			4	教授 博(法)	井上匡子			
公共政策特講 IV	2	2			4	講師 博(工)	昌子住江			
公共政策特講 V	2	2			4					
公共政策特講 VI	2	2			4					
基礎法学科目	法史学特講	2	2			4			休講	
	法社会学特講	2	2			4	准教授	東郷佳朗		
	法哲学特講	2	2			4	教授 博(法)	井上匡子		
	比較法特講	2	2			4			休講	

履修方法

- (1) 学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
 - (2) 必要に応じ、副指導教授を置くことができる。
 - (3) 授業科目の履修は、教育課程表のうちから32単位以上を選択して行うものとする。
 - (4) 指導教授が研究上必要と認めるときは、他の研究科または学部の課程による単位を8単位まで履修することができる。
また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
なお、上記の修得単位は、合計8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
- (1) 学生は、専門に研究しようとする科目につき、毎年度、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導（論文執筆指導・特定課題についての研究成果の作成指導を含む）を受けるものとする。「論文等指導」による修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、指導教授が必要と認めるときは、指導教授以外の「論文等指導」を、4単位を上限として履修することができる。
 - (3) 長期履修制度に関する所定の手続に従い申請等を行うことにより、修業年限を3年とすることができる。
 - (4) 特定課題についての研究成果により、修士号を取得しようとする者は、別に定める手続に従って申請等を行い、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導を受けるものとする。
 - (5) 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の同一の講義科目及び「法学・政治学総合演習」を2年間にわたりそれぞれ8単位まで履修することができる。

修了要件

1. 本研究科に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することを要する。
2. 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012年度以降入学者のうち、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。
3. 在学期間に関しては、優れた業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者は1年の在学で足りる。

2019年度法学研究科法律学専攻博士前期課程教育課程表（2015から2018年度入学者に適用）

	授 業 科 目	講義		演習		論文等 指導	担任教員				備考
		A	B	A	B						
共通科目	研究スキル特講 I	2				}	准教授	諸 坂 佐 利			
	研究スキル特講 II	2					講師	中 網 栄美子			
	法学・政治学総合演習			2	2		教授	柴 口 裕 明子			
	現代法特講 I	2	2				教授	清 水 耕 一 人子	博(法)		
	現代法特講 II	2	2				准教授	上 北 正 匡	博(法)		
民事 法学 科目	民法特講 I	2	2			4	教授	篠 森 大 輔			論文等指導は休講
	民法特講 II	2	2			4	准教授	遠 藤 史 啓			
	民法特講 III	2	2			4	講師	石 川 正 美人			
	民法特講 IV	2	2			4	准教授	上 北 正 人 勉			
	民法特講 V	2	2			4	教授	田 口 和 彦			
	商法特講 I	2	2			4	准教授	菊 池 和 英			
	商法特講 II	2	2			4	教授	荻 田 英 耕 一	博(法)		
	商法特講 III	2	2			4	教授	清 水 耕 一			
	民事訴訟法特講 I	2	2			4	准教授	小 室 百 合			
	民事訴訟法特講 II	2	2			4					
	国際私法特講	2	2			4					
	労働法特講	2	2			4	准教授	博(法) 朴 孝 淑			
	社会保障法特講	2	2			4	教授	江 口 隆 裕 一			
	経済法特講	2	2			4	教授	細 田 孝 彦			
	中小企業法特講 I	2	2			4	准教授	菊 池 和 彦			
	中小企業法特講 II	2	2			4	准教授	菊 池 和 彦			
	中小企業法特講 III	2	2			4	教授	篠 森 大 輔			
	中小企業法特講 IV	2	2			4	准教授	上 北 正 人			
	中小企業法特講 V	2	2								
	中小企業法特講 VI	2	2								
裁判外紛争解決手続(ADR)特講	2					講師	町 村 泰 貴				
人事・労務管理法務特講	2										
公 法 学 科 目	憲法特講 I	2	2			4	教授	池 端 忠 司			論文等指導は休講
	憲法特講 II	2	2			4	講師	博(法) 金子 匡 良			
	憲法特講 III	2	2			4	教授	松 平 徳 仁			
	行政法特講 I	2	2			4	准教授	諸 坂 佐 利			
	行政法特講 II	2	2			4	教授	嘉 藤 亮 介			
	行政法特講 III	2	2			4	教授	三 浦 大 英			
	税法特講 I	2	2			4	教授	荻 田 英 人			
	税法特講 II	2	2								
	刑法特講 I	2	2			4	教授	博(法) 加 藤 正 明			
	刑法特講 II	2	2			4	教授	博(法) 加 藤 正 明			
	刑法特講 III	2	2			4	准教授	博(法) 上 田 正 基			
	刑事訴訟法特講	2	2			4	教授	博(法) 公 文 孝 佳			
	刑事政策特講	2	2			4					
	国際法特講 I	2	2			4	講師	山 崎 公 士			
	国際法特講 II	2	2								
	国際法特講 III	2	2			4	教授	博(法) 近 江 美 保			
	障害法特講	2	2								
	政治学特講	2	2			4	講師	博(法) 川 島 聡			
	行政学特講 I	2	2			4	准教授	大 川 千 寿			
	行政学特講 II	2	2			4	教授	出 口 裕 明子			
	行政学特講 III	2	2			4	教授	柴 田 直 子			
	環境政策特講	2	2			4	教授	幸 田 雅 治			
	日本政治史特講	2	2			4	講師	博(学術) 川 瀬 博			
	西洋政治史特講	2	2			4					
西洋政治思想史特講	2	2			4						
国際政治学特講	2	2			4	講師	博(法) 佐 橋 亮				
国際協力論特講	2	2			4	准教授	Ph. D 石 井 梨 紗 子				
公共政策特講 I	2	2									
公共政策特講 II	2	2									
公共政策特講 III	2	2									
公共政策特講 IV	2	2									
公共政策特講 V	2	2									
公共政策特講 VI	2	2									
基礎 法学 科目	法史学特講	2	2			4					休講
	法社会学特講	2	2			4	准教授	東 郷 佳 朗			
	法哲学特講	2	2			4	教授	博(法) 井 上 匡 子			
	比較法特講	2	2			4					

履 修 方 法

- (1) 学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
 (2) 必要に応じ、副指導教授を置くことができる。
 (3) 授業科目の履修は、教育課程表のうちから32単位以上を選択して行うものとする。
 (4) 指導教授が研究上必要と認めるときは、他の研究科または学部の課程による単位を8単位まで履修することができる。
 また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
 なお、上記の修得単位は、合計8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
- (1) 学生は、専門に研究しようとする科目につき、毎年度、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導（論文執筆指導・特定課題についての研究成果の作成指導を含む）を受けるものとする。「論文等指導」による修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
 (2) 前項の規定にかかわらず、指導教授が必要と認めるときは、指導教授以外の「論文等指導」を、4単位を上限として履修することができる。
 (3) 長期履修制度に関する所定の手続に従い申請等を行うことにより、修業年限を3年とすることができる。
 (4) 特定課題についての研究成果により、修士号を取得しようとする者は、別に定める手続に従って申請等を行い、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導を受けるものとする。
 (5) 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の同一の講義科目及び「法学・政治学総合演習」を2年間にわたりそれぞれ8単位まで履修することができる。

修 了 要 件

- 本研究科に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することを要する。
- 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012年度以降入学者のうち、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。
- 在学期間に関しては、優れた業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者は1年の在学で足りる。

2019年度 法学研究科法律学専攻博士後期課程 教育課程表(2015年度入学者から適用)

	授 業 科 目	単 位			担 任 教 員	備 考
		講義	演習(1)	演習(2)		
民 事 法 学 科 目	民法特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 鶴藤倫道	休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講
	民法特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 角田光隆	
	民法特殊研究Ⅲ	4	4	4		
	民法特殊研究Ⅳ	4	4	4		
	民法特殊研究Ⅴ	4	4	4	教授 田口勉	
	民法特殊研究Ⅵ	4	4	4	教授 篠森大輔	
	商法特殊研究Ⅰ	4	4	4		
	商法特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 葭田英人	
	商法特殊研究Ⅲ	4	4	4	教授 博(法) 清水耕一	
	商法特殊研究Ⅳ	4	4	4		
	民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 中村壽宏	
	民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	4	4		
	国際私法特殊研究	4	4	4		
	労働法特殊研究	4	4	4		
社会保障法特殊研究	4	4	4	教授 江口隆裕		
経済法特殊研究	4	4	4	教授 細田孝一		
公 法 学 科 目	憲法特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 池端忠司	演習科目は休講 休講 休講 講義、演習(1)は休講 演習科目は休講 休講 休講 休講 演習科目は休講
	憲法特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 松平徳仁	
	憲法特殊研究Ⅲ	4	4	4	講師 博(法) 金子匡良	
	行政法特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 三浦大介	
	行政法特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 安達和志	
	行政法特殊研究Ⅲ	4	4	4	教授 嘉藤亮	
	刑法特殊研究Ⅰ	4	4	4		
	刑法特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 近藤和哉	
	刑法特殊研究Ⅲ	4	4	4	教授 博(法) 加藤正明	
	刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 博(法) 公文孝佳	
	刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 法博 白取祐司	
	刑事政策特殊研究	4	4	4		
	国際法特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 博(法) 近江美保	
	国際法特殊研究Ⅱ	4	4	4	講師 山崎公士	
	政治学特殊研究	4	4	4		
	行政学特殊研究Ⅰ	4	4	4	教授 出口裕明	
	行政学特殊研究Ⅱ	4	4	4	教授 幸田雅治	
行政学特殊研究Ⅲ	4	4	4	教授 柴田直子		
西洋政治史特殊研究	4	4	4			
西洋政治思想史特殊研究	4	4	4			
日本政治史特殊研究	4	4	4			
国際政治学特殊研究	4	4	4	講師 博(法) 佐橋亮		
基 礎 法 学 科 目	法史学特殊研究	4	4	4		休講
	法哲学特殊研究	4	4	4	教授 博(法) 井上匡子	休講
	英米法特殊研究	4	4	4		休講
	比較法特殊研究	4	4	4		休講

履修方法

- (1)学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
 (2)必要に応じ、副指導教授を置くことができる。
 (3)授業科目の履修は、教育課程表のうちから20単位以上を選択して行うものとする。
 (4)指導教授が学生の研究上必要と認めるときは、他の研究科または本研究科博士前期課程による単位を4単位以内履修することができる。
- (1)学生は、専門に研究しようとする科目につき、教育課程表の演習(2)により指導教授の研究指導を受けるものとする。
 (2)演習(2)の履修は、3年間にわたり12単位とする。ただし、早期修了を希望する者は、2年間にわたり8単位とする。
 (3)前項の規定にかかわらず、指導教授が必要と認めるときは、指導教授以外の演習(2)を、4単位を上限として履修することができる。
 (4)指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の担当する同一の講義科目を複数年度にわたり履修することができる。
 ただし、2回目以降の履修による修得単位は、修了要件単位には含まれない。

修了要件

- 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 在学期間に関しては、優れた研究業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者にあつては、博士後期課程に2年以上在学すれば足りる。
- 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2015年度以降入学者のうち、博士後期課程専門委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。

研究領域

法学研究科

[法律学専攻]

担当教員	専門分野
安達 和志	公法学
池端 忠司	憲法学, 情報法学, 公法学
石井 梨紗子	行政学, 援助政策論
井上 匡子	基礎法学, 法哲学・法思想史, フェミニズム理論
上北 正人	民事法学
上田 正基	刑事法学
江口 隆裕	社会保障法, フランスの社会保障, 移民法政策
遠藤 史啓	民事法学
近江 美保	国際法, 国際人権法, フェミニズム国際法学
大川 千寿	政治学, 政治過程論, 現代日本政治
小山 吉亮	西洋政治史, 地中海地域研究, 比較政治学
加藤 正明	刑事法学
嘉藤 亮	行政法, 自治体法
菊池 和彦	商事法学
公文 孝佳	刑事訴訟法, 刑事法学
幸田 雅治	地方自治制度, 地方議会制度
小谷 昌子	民事法学, 医事法学
小室 百合	民事訴訟法学
近藤 和哉	刑事法学
酒井 弘格	西洋政治思想史, 政治理論
篠森 大輔	民事法学
柴田 直子	英米法, 地方自治論, 基礎法学
清水 耕一	保険法, 運送・海商法
白取 祐司	刑事訴訟法
田口 勉	民事法学
角田 光隆	民法, 高齢者・障害者・子ども法
鶴藤 倫道	民事法学
出口 裕明	行政学, 行政法
東郷 佳朗	法社会学, 基礎法学
中村 壽宏	民事訴訟法, 倒産処理法, 法情報学
朴 孝淑	労働法, 韓国の労働法, 高齢者法
細田 孝一	経済法, 政府規制
松平 徳仁	公法学
三浦 大介	行政法, 自治体法, 環境法
諸坂 佐利	公法学
葭田 英人	会社法, 税法, 信託法